

建築数量積算基準

【新旧対照表】

令和5年10月版

静岡県

改正後

建築数量積算基準

第1編 総則

1 適用

この基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造、木造（軸組構法）等の標準的な建築物に適用する。

2 基本事項

- (1) 数量を求める対象は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- (2) 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量及び所要数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。
なお、設計数量、計画数量及び所要数量は、次による。
 - 1) 設計数量とは、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。
 - 2) 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。
 - 3) 所要数量とは、定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量をいう。
なお、所要数量であることを明示する。
- (3) 設計寸法とは、設計図書に記載された寸法、記載された寸法から計算によって得られる寸法及び計測器具により読み取ることのできる寸法をいう。
- (4) 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。
- (5) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、㎡、m³及びtとする。
- (6) 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による。
 - 1) 端数処理は、四捨五入とする。
 - 2) 長さ、面積、体積及び質量は小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、電子データの数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。
- (7) 工事費内訳書の数量は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。
ただし、100以上の場合は整数とする。
- (8) 数量は、建築工事標準単価積算基準における単価に対応したものとす。
- (9) この基準に規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。
- (10) 計測・計算に統計値を用いるときは、適切な統計値による。
- (11) 計測・計算は、工事費内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降による。

改正前

建築数量積算基準

第1編 総則

1 適用

この基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造等の標準的な建築物に適用する。

2 基本事項

- (1) 数量を求める対象は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- (2) 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量及び所要数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。
なお、設計数量、計画数量及び所要数量は、次による。
 - 1) 設計数量とは、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。
 - 2) 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。
 - 3) 所要数量とは、定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量をいう。
なお、所要数量であることを明示する。
- (3) 設計寸法とは、設計図書に記載された寸法、記載された寸法から計算によって得られる寸法及び計測器具により読み取ることのできる寸法をいう。
- (4) 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。
- (5) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、㎡、m³及びtとする。
- (6) 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による。
 - 1) 端数処理は、四捨五入とする。
 - 2) 長さ、面積、体積及び質量は小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、電子データの数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。
- (7) 工事費内訳書の数量は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。
ただし、100以上の場合は整数とする。
- (8) 数量は、建築工事標準単価積算基準における単価に対応したものとす。
- (9) この基準に規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。
- (10) 計測・計算に統計値を用いるときは、適切な統計値による。
- (11) 計測・計算は、工事費内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降による。

建築数量積算基準

第2編 仮設 第1章 仮設

改正後

改正前

4) 内部仕上足場

内部仕上足場の数量は、延べ面積とする。なお、階高が4.0mを超える足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。また、階段室、E Vシャフト等の足場も区分する。

(4) 災害防止

- 1) 垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。
- 2) 水平ネット張りの数量は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨軸組部分の各階ごとに設置し、鉄骨軸組部分の建方掛け面積（掛け㎡）とする。
- 3) 小幅ネット（層間塞ぎ）の数量は、必要に応じた層間塞ぎの掛け長さ（掛けm）とする。
- 4) 養生防護棚の数量は、必要に応じた掛け長さ（掛けm）とする。

第5節 専用仮設の計測・計算

1 通則

専用仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、仮設の設置範囲を数量とし、計画数量とする。

2 専用仮設の計測・計算

(1) 土工専用仮設

土工専用仮設には、排水施設、法面養生、法面養生手すり、山留め・支保工等があるが、原則として仮設図面に基づいて、計測・計算する。

(2) コンクリート足場

コンクリート足場の数量は、延べ面積とする。

(3) 鉄骨足場

鉄骨足場には、吊り棚足場、吊りかご足場及び吊り枠足場があり、数量は、それぞれ鉄骨軸組部分の延べ面積、架け長さ及び箇所数とする。

(4) 木躯体足場

木躯体足場の数量は、木躯体軸組部分の延べ面積とする。なお、階高が4.0mを超える足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。

4) 内部仕上足場

内部仕上足場の数量は、延べ面積とする。なお、階高が4.0mを超える足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。また、階段室、E Vシャフト等の足場も区分する。

(4) 災害防止

- 1) 垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。
- 2) 水平ネット張りの数量は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨軸組部分の各階ごとに設置し、鉄骨軸組部分の建方掛け面積（掛け㎡）とする。
- 3) 小幅ネット（層間塞ぎ）の数量は、必要に応じた層間塞ぎの掛け長さ（掛けm）とする。
- 4) 養生防護棚の数量は、必要に応じた掛け長さ（掛けm）とする。

第5節 専用仮設の計測・計算

1 通則

専用仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、仮設の設置範囲を数量とし、計画数量とする。

2 専用仮設の計測・計算

(1) 土工専用仮設

土工専用仮設には、排水施設、法面養生、法面養生手すり、山留め・支保工等があるが、原則として仮設図面に基づいて、計測・計算する。

(2) コンクリート足場

コンクリート足場の数量は、延べ面積とする。

(3) 鉄骨足場

鉄骨足場には、吊り棚足場、吊りかご足場及び吊り枠足場があり、数量は、それぞれ鉄骨軸組部分の延べ面積、架け長さ及び箇所数とする。

改正後

改正前

第4編 躯体

躯体の計測・計算については、コンクリート、型枠、鉄筋鉄骨及び**木躯体（軸組構法）**に区別して定める。

第1章 躯体の定義と区分

第1節 躯体の定義

躯体とは、地業と接続する建築物の構造的な骨組部分をいう。

第2節 躯体の区分

躯体は、積算一般に基礎、柱、梁、床板、壁、階段及びその他の各部分に区分する。ただし、壁式構造の場合は、基礎、壁（壁梁を含む）、小梁、床板、階段及びその他の各部分に区分し、**木造の場合は、第5章「木躯体（軸組構法）」の区分による。**

また、特殊な躯体等については、これらに準ずる。

(1) 基礎

1) 独立基礎

独立基礎とは、基礎底面から柱又は基礎梁との接続面までの部分をいう。

2) 布基礎

布基礎とは、基礎底面から柱又は壁との接続面までの部分をいう。

3) 基礎梁

基礎梁とは、基礎間、基礎梁間又は柱間をつなぐ横架材の内法部分をいう。

4) 底盤（基礎スラブ）

底盤とは、独立基礎、布基礎、基礎梁等に囲まれた内法部分をいう。

(2) 柱

基礎上面から屋上階床板上面までの部分を、下部から基礎柱、各階柱及び最上階柱に区分する。

基礎柱は、独立基礎上面から基礎梁上面までとし、各階柱は各階床板上面間の柱とする。

各階柱のうち最下階の柱は、基礎梁上面から直上階床板上面までとする。最上階柱は、最上階床板上面から屋上床板上面までとする。

(3) 梁

1) 大梁

大梁とは、柱に接する横架材の内法部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。

第4編 躯体

躯体の計測・計算については、コンクリート、型枠、鉄筋及び鉄骨に区別して定める。

第1章 躯体の定義と区分

第1節 躯体の定義

躯体とは、地業と接続する建築物の構造的な骨組部分をいう。

第2節 躯体の区分

躯体は、積算一般に基礎、柱、梁、床板、壁、階段、その他の各部分に区分する。ただし、壁式構造の場合は、基礎、壁（壁梁を含む）、小梁、床板、階段、その他の各部分に区分する。

また、特殊な躯体等については、これらに準ずる。

(1) 基礎

1) 独立基礎

独立基礎とは、基礎底面から柱又は基礎梁との接続面までの部分をいう。

2) 布基礎

布基礎とは、基礎底面から柱又は壁との接続面までの部分をいう。

3) 基礎梁

基礎梁とは、基礎間、基礎梁間又は柱間をつなぐ横架材の内法部分をいう。

4) 底盤（基礎スラブ）

底盤とは、独立基礎、布基礎、基礎梁等に囲まれた内法部分をいう。

(2) 柱

基礎上面から屋上階床板上面までの部分を、下部から基礎柱、各階柱及び最上階柱に区分する。

基礎柱は、独立基礎上面から基礎梁上面までとし、各階柱は各階床板上面間の柱とする。

各階柱のうち最下階の柱は、基礎梁上面から直上階床板上面までとする。最上階柱は、最上階床板上面から屋上床板上面までとする。

(3) 梁

1) 大梁

大梁とは、柱に接する横架材の内法部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。

2) 小梁

改正後

改正前

なお、設計図書に鉄筋本数の記載がある場合はその本数とする。

2) - 1 端部筋

- ① 壁の端部及び壁と壁の接続する箇所コーナー部配筋は、一般の縦筋と異なる配筋で設計されることが多い。この部分の縦筋を端部筋といい、その長さは各階の壁高さに設計図書による定着長さ及び余長を加えた長さとする。階高全体にわたる開口部縦補強筋は、端部筋として扱う。
- ② 各階の階高全体にわたる端部筋は、各階ごとに1か所の継手があるものとする。径の異なる鉄筋の継手は原則として1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。

なお、重ね継手の長さは、1通則6)による。

2) - 2 縦筋

- ① 一般階の縦筋の長さは、各階の壁高さによる。
- ② 最下階の縦筋の長さは、接続する布基礎がスタラップ状配筋の場合は、最下階の壁高さに定着長さを加えるものとする。また、縦筋が布基礎内に通した配筋の場合の布基礎内の縦筋については、3)基礎梁③で計測・計算するため、布基礎上端までとして定着長さは計測しない。
- ③ 最上階の縦筋の長さは、屋上床に定着する。その階でとまり上階に壁がない場合もこれに準ずる。
- ④ 開口部の上下の壁部分の縦筋がスタラップ状配筋の場合は設計図書による。床下からの開口部で上の壁部分のみの場合は、原則としてスタラップ状配筋として計測・計算する。
- ⑤ 縦筋の継手は、原則として各階ごとに1か所の継手があるものとする。ただし、直上階の縦筋の配筋が異なる場合は、その階の縦筋にさらに1か所の継手があるものとし、直上階の縦筋の継手がないものとする。
- ⑥ 縦筋の割付本数は、壁の内法長さをもとに1通則7)により割付け本数を求め、壁の内法に含まれる壁の接続部及び縦補強筋の箇所数を差し引いた本数とする。
- ⑦ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

2) - 3 壁梁筋

- ① 主筋の長さは、壁の長さ(内法長さ)と接続する壁厚さに定着長さを加えた長さとする。主筋の定着については設計図書による。壁全長にわたる開口部横補強筋は壁梁主筋と同様とする。原則として設計図書に記載のない場合は、上下主筋とも接続する他の壁に定着する。
- ② 壁の内法全長にわたる主筋の継手箇所数は、1通則4)による。
- ③ 腹筋は、2) - 4 横筋による。
- ④ スタラップ状配筋及び幅止筋の長さ、本数は、1通則2)、3)及び7)により計測・計算する。

2) - 4 横筋

- ① 横筋の長さは、壁の内法長さ(定着長さ)を加えた長さとする。

なお、設計図書に鉄筋本数の記載がある場合はその本数とする。

2) - 1 端部筋

- ① 壁の端部及び壁と壁の接続する箇所コーナー部配筋は、一般の縦筋と異なる配筋で設計されることが多い。この部分の縦筋を端部筋といい、その長さは各階の壁高さに設計図書による定着長さ及び余長を加えた長さとする。階高全体にわたる開口部縦補強筋は、端部筋として扱う。
- ② 各階の階高全体にわたる端部筋は、各階ごとに1か所の継手があるものとする。径の異なる鉄筋の継手は原則として1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。

なお、重ね継手の長さは、1通則6)による。

2) - 2 縦筋

- ① 一般階の縦筋の長さは、各階の壁高さによる。
- ② 最下階の縦筋の長さは、接続する布基礎がスタラップ状配筋の場合は、最下階の壁高さに定着長さを加えるものとする。また、縦筋が布基礎内に通した配筋の場合の布基礎内の縦筋については、3)基礎梁③で計測・計算するため、布基礎上端までとして定着長さは計測しない。
- ③ 最上階の縦筋の長さは、屋上床に定着する。その階でとまり上階に壁がない場合もこれに準ずる。
- ④ 開口部の上下の壁部分の縦筋がスタラップ状配筋の場合は設計図書による。床下からの開口部で上の壁部分のみの場合は、原則としてスタラップ状配筋として計測・計算する。
- ⑤ 縦筋の継手は、原則として各階ごとに1か所の継手があるものとする。ただし、直上階の縦筋の配筋が異なる場合は、その階の縦筋にさらに1か所の継手があるものとし、直上階の縦筋の継手がないものとする。
- ⑥ 縦筋の割付本数は、壁の内法長さをもとに1通則7)により割付け本数を求め、壁の内法に含まれる壁の接続部及び縦補強筋の箇所数を差し引いた本数とする。
- ⑦ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

2) - 3 壁梁筋

- ① 主筋の長さは、壁の長さ(内法長さ)と接続する壁厚さに定着長さを加えた長さとする。主筋の定着については設計図書による。壁全長にわたる開口部横補強筋は壁梁主筋と同様とする。原則として設計図書に記載のない場合は、上下主筋とも接続する他の壁に定着する。
- ② 壁の内法全長にわたる主筋の継手箇所数は、1通則4)による。
- ③ 腹筋は、2) - 4 横筋による。
- ④ スタラップ状配筋及び幅止筋の長さ、本数は、1通則2)、3)及び7)により計測・計算する。

2) - 4 横筋

- ① 横筋の長さは、壁の内法長さ(定着長さ)を加えた長さとする。

改正後

改正前

設計寸法により計測・計算するものとし、必要があるときは、1通則にかかわらず、形状、寸法及び工法の同じものごとに、長さ、面積又は箇所数を数量とする。

設計寸法により計測・計算するものとし、必要があるときは、1通則にかかわらず、形状、寸法及び工法の同じものごとに、長さ、面積又は箇所数を数量とする。

第3節 錆止め塗装の計測・計算

- 1) 錆止め塗装は、素地ごしらえ及び塗料の種別ごとに計測・計算する。
- 2) 錆止め塗装の数量は、原則として鉄骨部材表面の面積とする。なお、ボルト類、部材の切断小口及び部材の重なる部分の欠除は計測の対象としない。
- 3) 錆止め塗装は、適切な統計値又は係数値を用いた略算法によることができる。
- 4) 必要があるときは、錆止めの数量を鉄骨の質量に対する換算値によることができる。

第3節 錆止め塗装の計測・計算

- 1) 錆止め塗装は、素地ごしらえ及び塗料の種別ごとに計測・計算する。
- 2) 錆止め塗装の数量は、原則として鉄骨部材表面の面積とする。なお、ボルト類、部材の切断小口及び部材の重なる部分の欠除は計測の対象としない。
- 3) 錆止め塗装は、適切な統計値又は係数値を用いた略算法によることができる。
- 4) 必要があるときは、錆止めの数量を鉄骨の質量に対する換算値によることができる。

第4節 耐火被覆等の計測・計算

- 1) 耐火被覆は耐火被覆材の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位（柱、梁）ごとに区分して計測・計算する。
- 2) 耐火被覆の数量は、原則として設計図書により耐火被覆材の厚さの中心の寸法により計測・計算した面積とする。必要があるときは、同一の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位（柱、梁）の耐火被覆ごとの箇所数を数量とすることができる。
- 3) 耐火被覆材の各部分の取合いによる欠除、器具類による欠除及びこれらに類する部分の欠除が1か所当たり0.5㎡以下の場合、原則として欠除がないものとする。
- 4) 耐火区画間の層間塞ぎ及び下地材は、設計図書により長さを計測・計算する。

第4節 耐火被覆等の計測・計算

- 1) 耐火被覆は耐火被覆材の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位（柱、梁）ごとに区分して計測・計算する。
- 2) 耐火被覆の数量は、原則として設計図書により耐火被覆材の厚さの中心の寸法により計測・計算した面積とする。必要があるときは、同一の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位（柱、梁）の耐火被覆ごとの箇所数を数量とすることができる。
- 3) 耐火被覆材の各部分の取合いによる欠除、器具類による欠除及びこれらに類する部分の欠除が1か所当たり0.5㎡以下の場合、原則として欠除がないものとする。
- 4) 耐火区画間の層間塞ぎ及び下地材は、設計図書により長さを計測・計算する。

第5章 木躯体（軸組構法）

この基準に規定した木躯体（軸組構法）の計測・計算の方法は、住宅を除く低層で小規模の軸組構法（壁構造系）及び軸組構法（軸構造系）の建築物に適用する。ただし、別に計測・計算の方法の定めがあるときは、その定めによる。

第1節 木躯体（軸組構法）の区分

木躯体（軸組構法）は、積算一般に軸組、床組、小屋組、壁、階段及びその他の各部分に区分する。また、接合金物・接合具、防腐・防蟻処理等を含むものとする。

(1) 共通

改正後

改正前

- 1) 部材とは、構造物を構成する梁、柱、壁及び筋かいなどの要素をいい、仕口及び継手で区分する。
 - 2) 木躯体（軸組構法）の区分に属する各部材は、階ごとに区分する。なお、垂直材は、部材の下端が取り付く階に含める。
 - 3) 階とは、軸組の最下部を1階とし、上部の梁が取り付く位置を逐次2階・・・n階とする。
 - 4) 仕口及び継手は次による。
 - ① 仕口とは、線材同士が角度をもって接合する場合の接合部をいう。
 - ② 継手とは、線材同士を直線方向に接合する場合の接合部をいう。
 - ③ 仕口の凸部を持つ材又は継手部分の上方の材を「男木」といい、仕口の凹部を持つ材又は継手部分の下方の材を「女木」という。
 - 5) 木取りとは、規格の長さの製材から1本又は複数の部材を挽き出すことをいう。
- (2) 軸組
- 軸組とは、土台、柱、梁等で構成する骨組をいい、次の部材とする。
- 1) 土台とは、柱の脚部を固定する横架材をいう。
 - 2) 火打土台とは、土台の隅角部を固めるための水平方向の斜材をいう。
 - 3) 柱とは、屋根、床、梁等の荷重を支える垂直材をいう。
 - ① 管柱とは、木造建物において、各階ごとに区切られている柱をいう。
 - ② 通し柱とは、2階建て以上の木造建物において、2階分にまたがって一本の材で通した柱をいう。
 - 4) 梁とは、上階の荷重を支える横架材をいう。
 - ① 胴差とは、2階以上の床の位置で、建物外周部の管柱を連結し、床梁を受ける梁をいう。
 - ② 床梁とは、2階以上で床の荷重を支える梁をいう。
 - ③ 甲乙梁とは、床梁の間にわたす小梁をいう。
 - ④ 間仕切桁とは、間仕切りに立つ管柱の頭部を連結する梁をいう。
 - ⑤ 軒桁とは、建物外周部の柱の頂部を桁行方向に連結し、垂木、小屋梁及び平陸梁を受ける梁をいう。
 - ⑥ 小屋梁とは、小屋組の最下に位置し、小屋組の荷重を支える梁をいう。
 - ⑦ 火打梁とは、梁、胴差等の隅角部を固めるための水平方向の斜材をいう。
 - 5) 方杖とは、柱と横架材の交点の入隅部を固めるための斜材をいう。
 - 6) 筋かいとは、柱や梁等で作る四辺形の構面の対角線方向に入れる斜材をいう。
 - 7) 上記1)～6)のほか、軸組を構成する部材。
- (3) 床組
- 床組とは、床を支える部分をいい、次の部材とする。

改正後

改正前

- 1) 大引とは、1階の床の根太を受ける材をいう。
 - 2) 床束とは、大引の下に立つ束石又は土間に接する垂直材をいう。
 - 3) 根がらみ貫とは、床束の下方を連結する横木をいう。
 - 4) 根太掛けとは、土台や床梁等に取り付けて、根太の端部を支える材をいう。
 - 5) 根太とは、大引や床梁の上に取付けて、床板を受ける材をいう。
 - 6) 床構造用面材とは、床組を構成する構造用面材（構造用合板等）をいう。
 - 7) 上記1)～6)のほか、床組を構成する部材。
- (4) 小屋組
- 小屋組とは、屋根を支える骨組をいい、次の部材とする。
 - 1) 小屋梁（平陸梁）とは、山形トラス等の下弦の梁をいう。
 - 2) 小屋束とは、小屋組の棟木や母屋の下に立つ垂直材又はトラスの上弦と下弦の間に入れる垂直材をいう。
 - 3) 登り梁（合掌）とは、小屋組の傾斜に合わせて斜めに架けられる梁又は山形トラス等の上弦の梁をいう。
 - 4) 斜材とは、トラスの上弦と下弦の間に入れる斜めの材をいう。
 - 5) 棟木とは、小屋組の頂部を桁行方向に連結する材をいう。
 - 6) 隅木とは、寄棟や入母屋等の小屋組において、流れの向きが異なる屋根面が交わる頂部を連結する材をいう。
 - 7) 谷木とは、流れの向きが異なる屋根面が交わる谷部を連結する材をいう。
 - 8) 母屋とは、棟木と軒桁の間で垂木を受ける水平な材をいう。
 - 9) 桁行筋かいとは、小屋束を桁行方向に連結する斜めの材をいう。
 - 10) 小屋筋かいとは、小屋束を梁間方向に連結する斜めの材をいう。
 - 11) 振れ止め（はりつなぎ）とは、小屋束の足元を桁行方向に連結する材をいう。
 - 12) 垂木とは、屋根野地を支えるために、棟木から母屋、軒桁に掛け渡す材をいう。
 - 13) 垂木掛けとは、ひさし等の垂木の端部を建物本体側で支える材をいう。
 - 14) 屋根野地とは、屋根の仕上材や防水材の下葺き材を取り付けるための下地をいう。
 - 15) 上記1)～14)のほか、小屋組を構成する部材。
- (5) 壁（木躯体）
- 壁（木躯体）とは、柱、梁、床板等に接する垂直材をいい、次の部材とする。なお、開口部を除く。袖壁、下り壁、腰壁等もこれらに準ずる。
 - 1) 間柱とは、壁下地を支持し、主たる柱と柱との間に配置する断面の小さな柱をいう。
 - 2) まぐさとは、出入口や窓等開口の上部に渡す材をいう。
 - 3) 窓台とは、窓の下枠を受ける材をいう。
 - 4) 方立とは、出入口や窓等開口の側に配置する材をいう。

改正後

改正前

- 5) 貫とは、壁下地で柱等を横に貫く平たい横木をいう。
 - 6) 木ずりとは、塗壁の下地に入れる小幅の板をいう。
 - 7) 壁構造用面材とは、壁を構成する構造用面材（構造用合板等）をいう。
 - 8) 上記1）～7）のほか、壁を構成する部材。
- (6) 階段
- 木階段は、段板、ささら桁及びこれらに付随する部分をいい、踊場等を含む。
- (7) その他
- 1) 接合金物・接合具等とは、構造材同士・部材同士を接合するための金物等をいう。
 - ① 接合金物は次の例がある。
 - ア) 筋かい金物（筋かいプレート）
 - イ) 柱脚柱頭金物（かすがい、ひら金物、かど金物（L字型金物、T字型金物）、山形プレート、引寄せ金物（ホールダウン金物）及び柱脚金物）
 - ウ) 横架材接合金物（羽子板ボルト、羽子板パイプ、短ざく金物、かね折り金物及び梁受け金物）
 - エ) 垂木止め金物（ひねり金物、折曲げ金物及びくら金物）
 - オ) アンカーボルト等（アンカーボルト、火打ち金物、座金付きボルト、角座金及び丸座金）
 - カ) 金物工法用接合金物（特注金物を含む）
 - ② 接合具は次の例がある。
 - ア) 釘、ボルト、木ねじ・木質構造用ビス、ドリフトピン及びラグスクリュー
 - イ) ジベル
 - 2) 薬剤による木材の防腐・防蟻処理は次の例がある。
 - ① 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理
 - ② 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
 - ③ ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
 - 3) 地盤の土壌の防蟻処理は次の例がある。
 - ① 薬剤散布による地盤の土壌の防蟻処理
 - 4) 防腐措置は次の例がある。
 - ① 土台底及び柱底の縁切り
 - ② 床下の換気孔
 - 5) 接合部等の防火被覆処理は次の例がある。
 - ① 柱若しくは梁を接合する継手又は仕口の接合金物の防火被覆処理
 - ② ボルト、ドリフトピン等の接合具の防火被覆処理

改正後

改正前

第2節 木躯体（軸組構法）の計測・計算

1 通則

- 1) 各部分の計測・計算は、第1節の木躯体（軸組構法）の区分の順序に従い、その接続は、原則として、「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。
- 2) 部材長さは、この基準で別に定める場合を除き、接続する部材相互の内法長さに、仕口（のみ込み）及び継手長さ（重なり長さ）を加えた長さとする。なお、仕口及び継手長さは男木の内法長さに加えるものとし、複数の土台、梁等を連続する場合の継手は、あとに計測・計算した部材に属するものとする。
- 3) 仕口及び継手長さ並びに継手の位置は、設計図書による。ただし、仕口及び継手長さが設計図書に記載されていない場合は、仕口は片側あたり0.05mとし、継手長さは0.15mを標準とする。なお、仕口を金物工法とするときの仕口は0mとする。また、仕口が直角以外のときは、適切な計算法によることができる。
- 4) 木材の数量は、設計寸法による木材の断面積と部材長さによる体積とする。ただし、体積を求めるときの木材の断面の辺の長さは、第1編総則2（6）2）の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。
- 5) 構造用面材の数量は、構造用面材の仕様（等級、寸法等）ごとに、設計図書により計測・計算した面積とする。
- 6) 窓、出入口、床点検口等の開口部による構造用面材の欠除は、原則として建具類等開口部の内法寸法による。ただし、1か所当たり内法面積0.5㎡以下の開口部による構造用面材の欠除は原則としてないものとする。
- 7) 床構造用面材の柱との取り合い部分の欠除はないものとする。
- 8) 木材について、所要数量を求めるときは、次の9）又は10）に定める製材又は集成材の数量とし、第1節の各部分により階ごとに区分する。
- 9) 製材の数量は、この基準で別に定める場合を除き、製材の仕様（樹種、等級、寸法、含水率等）ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さごとの体積又は本数とする。ただし、体積を求めるときの製材の断面の辺の長さは、第1編総則2（6）2）の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。
- ① 製材の長さは、3m以上を1mごとに区分することを標準とし、所要の長さを適用する。
- ② 製材の長さは、部材長さに0.05mを加えた長さをm単位の切り上げた長さとする。ただし、特に定めがないときは、部材長さが3.95m未満の場合は、複数の部材の木取

改正後

改正前

りによる製材の長さとするものとし、部材長さが3.95m以上の場合は、切り上げに要する長さ以下の部材があるときは、これらを組合せて製材の長さを求めるものとする。

③ 複数の部材の木取りによる製材の長さは、対象とする材の内、部材長さが最も大きいものから順次同位又は下位の材とを組合せ、部材長さの合計が3.95m以下で最も大きな値となる部材長さに0.05mを加えた長さをm単位に切り上げた長さを標準とする。ただし、組合せによる部材長さの合計が2.95m以下の場合は、製材の長さは3mを標準とする。

④ 前項の規定に適合しない材の製材の長さは、部材長さが2.95m以下の場合は3m、2.95mを超え3.95m以下の場合は4mを標準とする。

10) 集成材の数量は、製材の数量の求めに準ずる。

11) 構造用面材について、所要数量を求めるときは、構造用面材の仕様（等級及び寸法）ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した枚数とする。

① 構造用面材の定尺の寸法は、設計図書による。ただし、設計図書に記載されていない場合は、0.91m×1.82mを標準とする。

② 構造用面材の枚数は、構造用面材の設計数量に5%を標準として割増し、これを構造用面材の定尺の面積で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数とする。

2 各部分の計測・計算

(1) 軸組、床組、小屋組及び壁（木躯体）

軸組、床組、小屋組及び壁（木躯体）の部材において、次に定めのない部材の部材長さは、1通則2）及び3）による。

1) 垂木

① 垂木の部材長さは、設計図書により計測・計算する。

② 垂木の部材長さには、継手長さは計測の対象としない。

③ 垂木の製材の数量は、製材の仕様（樹種、等級、寸法、含水率等）ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した体積又は本数とする。ただし、体積を求めるときの製材の断面の辺の長さは、第1編総則2（6）2）の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。

ア) 製材の長さは4mを標準とする。

イ) 製材の本数は、同じ仕様の部材長さの合計を標準として3.4mで除し、小数点以下第1位を切り上げた整数とする。

④ 同一の垂木を有する屋根野地がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

2) 桁行筋かい、小屋筋かい及び振れ止め（はりつなぎ）

改正後

改正前

- ① 桁筋かい、小屋筋かい、振れ止め（はりつなぎ）（以下「桁筋かい等」という。）の部材長さは、設計図書により計測・計算する。
- ② 桁筋かい等の部材長さには、継手長さは計測の対象としない。
- ③ 桁筋かい等の製材の数量は、垂木に準ずる。
- 3) 根がらみ貫
 - ① 根がらみ貫の部材長さは、設計図書により計測・計算する。
 - ② 根がらみ貫の部材長さには、継手長さは計測の対象としない。
 - ③ 根がらみ貫の製材の数量は、垂木に準ずる。
- 4) 根太掛け及び根太
 - ① 根太掛け及び根太（以下「根太等」という。）の部材長さは、1通則2）及び3）による。
 - ② 根太等の部材長さには、継手長さは計測の対象としない。
 - ③ 根太等の製材の数量は、垂木に準ずる。
- 5) 間柱
 - ① 間柱の部材長さは、1通則2）及び3）による。
 - ② 窓、出入口等の開口部による間柱の欠除は、原則として建具類等の内法寸法とし、当該間柱が上下に区分されるときは、それぞれの部材長さに区分する。
- 6) まぐさ・窓台等
 - ① まぐさ・窓台の部材長さは、設計寸法による開口部の内法幅に0.3mを加えた長さを標準とする。
 - ② 方立の部材長さは、建具類等の内法寸法とする。
- 7) 貫
 - ① 貫の部材長さは、設計図書により計測・計算する。
 - ② 貫の部材長さには、継手長さは計測の対象としない。
 - ③ 貫の製材の数量は、垂木に準ずる。
- 8) 木ずり
 - ① 木ずりの部材長さは、設計図書により計測・計算する。
 - ② 木ずりの部材長さには、継手長さは計測の対象としない。
 - ③ 木ずりの製材の数量は、垂木に準ずる。
- 9) 上記1）～8）に準ずる材

上記1）～8）に準ずる材の部材長さ及び製材の数量の計測・計算は、垂木に準ずる。
- (2) 階段

階段は、設計寸法により計測・計算するものとし、必要があるときは、1通則にかかわらず、形状、寸法及び仕様の同じものごとに、箇所数を数量とする。
- (3) その他

改正後

改正前

1) 接合金物・接合具等

接合金物の数量は、設計図書により計測・計算するものとし、規格・仕様ごとに区分する。なお、接合金物に付属する接合具等は接合金物に含めるものとし、これ以外の接合具等は木躯体の構成部材とし、原則として計測の対象としない。

必要があるときは、適切な統計値によることができる。

2) 薬剤による木材の防腐・防蟻処理

① 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理は、製材の仕様ごとに区分する。

② 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理の数量は、部材の断面周長に塗布する範囲の部材長さ乗じた面積とする。ただし、薬剤の加圧注入による製材の仕口・継手の薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理の数量は、1通則にかかわらず、仕様の同じものごとに、仕口・継手の箇所数を数量とする。

なお、周長を求めるときの木材の断面の辺の長さは、第1編総則2（6）2）の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算するものとする。

3) 地盤の土壌の防蟻処理

薬剤散布による地盤の土壌の防蟻処理は、散布する部分の面積を数量とする。

4) 防腐措置

防腐措置は、仕様ごとに区分し、長さ又は箇所数を数量とする。

5) 接合部等の防火被覆処理

接合金物の防火被覆は、防火被覆の仕様、接合金物ごとに区分し、箇所数を数量とする。

改正後

改正前

- 1) ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、コンクリートブロック等による間仕切下地は、面積又は設計寸法による枚数を数量とする。なお、コーナー役物等がある場合は長さ又は箇所を数量としてもよい。
- 2) コンクリートブロック等による間仕切下地の開口補強は、設計寸法による開口部の箇所数又は長さを数量とする。
- 3) 補強鉄筋、充てんコンクリート等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。
- 4) ALCパネル、PC板等における取合いシーリングについては、他部材との取合い部分は計測・計算するが、パネル間は計測の対象としない。

(3) 木材

- 1) 木材による間仕切下地は、原則として面積を数量とする。
- 2) 木材による間仕切下地について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、**第4編第5章第2節の定め**に準じる。
- 3) 前項の定めにかかわらず、適切な統計値によることができる。

(4) 金属材

スタッド式軽量鉄骨間仕切においては、スタッド幅及びスタッド間隔ごとに区分して計測・計算する。

(5) 耐火間仕切

軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切については、軽量鉄骨下地と両面のボードを一括含み、片面面積で計測・計算する。なお、四周処理は設計図書により長さを計測・計算する。

第2章 仕上

第1節 仕上の定義と区分

1 仕上の定義

仕上とは、躯体又は準躯体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の塗り付け、張り付け、取付け又は躯体の表面の加工等をいう。

2 仕上の区分

(1) 外部仕上と内部仕上

仕上は積算上、建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上に区分する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

(2) 外部仕上

- 1) ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、コンクリートブロック等による間仕切下地は、面積又は設計寸法による枚数を数量とする。なお、コーナー役物等がある場合は長さ又は箇所を数量としてもよい。
- 2) コンクリートブロック等による間仕切下地の開口補強は、設計寸法による開口部の箇所数又は長さを数量とする。
- 3) 補強鉄筋、充てんコンクリート等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。
- 4) ALCパネル、PC板等における取合いシーリングについては、他部材との取合い部分は計測・計算するが、パネル間は計測の対象としない。

(3) 木材

- 1) 木材による間仕切下地は、原則として面積を数量とする。
- 2) 木材による間仕切下地について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、設計寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、設計図書の断面積とによる体積に5%の割増をした体積とする。ただし、長さの短いものなどについては切り使いを考慮するものとする。また、第1編総則2基本事項(6)2)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。
- 3) 前項の定めにかかわらず、適切な統計値によることができる。

(4) 金属材

スタッド式軽量鉄骨間仕切においては、スタッド幅及びスタッド間隔ごとに区分して計測・計算する。

(5) 耐火間仕切

軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切については、軽量鉄骨下地と両面のボードを一括含み、片面面積で計測・計算する。なお、四周処理は設計図書により長さを計測・計算する。

第2章 仕上

第1節 仕上の定義と区分

1 仕上の定義

仕上とは、躯体又は準躯体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の塗り付け、張り付け、取付け又は躯体の表面の加工等をいう。

2 仕上の区分

(1) 外部仕上と内部仕上

建築数量積算基準

第5編 仕上 第2章 仕上

改正後

改正前

- 3) 石材による主仕上の取付金物、裏込材及び目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく面積、長さ又は箇所数を数量とする。
- 4) 石材による幅木、笠木、水切、膳板、額縁、開口部抱き、壁等の出隅小口磨き、ボーダー等の数量は、原則として高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さ又は箇所数による。
- 5) 石材の主仕上の欠除部分の処理については、第2章第2節2の(2)欠除部分の処理の定めにかかわらず次による。
- ① 石材による主仕上の壁部分の梁小口、床又は天井部分の柱小口等でその面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その部分の主仕上の欠除は原則としてないものとする。
 - ② 石材による主仕上の衛生器具、電気器具、配管、配線等のための孔明加工による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。
 - ③ 石材による主仕上の表面に取付けられる附合物、目地等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。
- (5) タイル・れんが材
- 1) タイル・れんが材による主仕上の役物類の計測・計算は、原則として設計寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。
 - 2) タイル・れんが材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。
- (6) 木材
- 1) 木材による開口部の枠、額縁等の数量は、原則として内法寸法による箇所数又は内法寸法に基づく周長を数量とする。
 - 2) 木材による開口部の枠、額縁等の材料としての所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による設計図書の断面積と、内法寸法による長さに両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積とする。
ひき立て寸法が示されていないときは、設計図書(仕上り寸法)の断面を囲む最小の長方形の辺の長さに削り代として、片面削りの場合は0.003mを、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立て寸法とする。ここでは、第1編総則2基本事項(6)2)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算過程における体積については、小数点以下第4位とする。
 - 3) 幅木、回縁、ボーダー等の数量は、原則として長さを数量とする。なお、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による断面積と、またひき立て寸法が示されていないときは仕上り寸法に前項2)による削り代を加えた断面積と長さによる体積に5%の割増をした体積とする。
 - 4) 銘木類及び積層材は、設計寸法による本数、枚数又は面積を数量とする。

- 3) 石材による主仕上の取付金物、裏込材及び目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。必要があるときは設計寸法に基づく面積、長さ又は箇所数を数量とする。
- 4) 石材による幅木、笠木、水切、膳板、額縁、開口部抱き、壁等の出隅小口磨き、ボーダー等の数量は、原則として高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さ又は箇所数による。
- 5) 石材の主仕上の欠除部分の処理については、第2章第2節2の(2)欠除部分の処理の定めにかかわらず次による。
- ① 石材による主仕上の壁部分の梁小口、床又は天井部分の柱小口等でその面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その部分の主仕上の欠除は原則としてないものとする。
 - ② 石材による主仕上の衛生器具、電気器具、配管、配線等のための孔明加工による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。
 - ③ 石材による主仕上の表面に取付けられる附合物、目地等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。
- (5) タイル・れんが材
- 1) タイル・れんが材による主仕上の役物類の計測・計算は、原則として設計寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。
 - 2) タイル・れんが材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上等は、主仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。
- (6) 木材
- 1) 木材による開口部の枠、額縁等の数量は、原則として内法寸法による箇所数又は内法寸法に基づく周長を数量とする。
 - 2) 木材による開口部の枠、額縁等の材料としての所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による設計図書の断面積と、内法寸法による長さに両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積とする。
ひき立て寸法が示されていないときは、設計図書(仕上り寸法)の断面を囲む最小の長方形の辺の長さに削り代として、片面削りの場合は0.003mを、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立て寸法とする。ここでは、第1編総則2基本事項(6)2)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算過程における体積については、小数点以下第4位とする。
 - 3) 幅木、回縁、ボーダー等の数量は、原則として長さを数量とする。なお、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による断面積と、またひき立て寸法が示されていないときは仕上り寸法に前項2)による削り代を加えた断面積と長さによる体積に5%の割増をした体積とする。
 - 4) 銘木類及び積層材は、設計寸法による本数、枚数又は面積を数量とする。

建築数量積算基準

第5編 仕上 第2章 仕上

改正後

改正前

- 5) 木材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法により区分し、その主仕上の数量による。
 - 6) 木材による下地板類、壁胴縁等について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。
 - 7) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、第1章第2節2(3)の木材の定めによる。
- (7) 金属材
- 1) 金属材による主仕上はそれぞれ材種、仕様、形状等に区分して計測・計算する。
 - 2) 金属材による手すり、タラップ、面格子、点検口、投入口、**ルーフトレイン**、たて樋、養生管等の数量は、原則として設計寸法による長さ又は箇所数による。
 - 3) 2)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として材種を明記して、金属材の定めを準用する。
 - 4) 金属、合成樹脂等による屋根の主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節の仕上の計測・計算の定めは適用せず、原則として軒先等までの設計寸法による面積から、天窗等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときには、その主仕上の欠除はないものとする。
 - 5) 金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法及び根太、野縁等の仕様により区分し、その主仕上の数量による。なお、天井インサートは原則としてその主仕上の数量とする。
 - 6) 金属材による骨組下地の開口部等のための補強は、設計寸法による開口部の箇所数又は長さを数量とする。
 - 7) メタルラス、ワイヤラス等の金属材による下地材及び壁胴縁についての計測・計算は、原則としてその主仕上の数量による。
- (8) 左官材
- 1) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さによる。
 - 2) 左官材による開口部周囲の見込等の幅が0.05m以下の主仕上で、その開口部等の属する壁等と同一の主仕上によるものは、原則として計測の対象としない。
 - 3) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要があるときは表面処理すべき主仕上の数量による。
 - 4) モルタル下地等の左官材による下地類についての計測・計算は、その主仕上の数量による。
 - 5) 建具等の開口部周囲のモルタル充てん等の計測・計算は、内法寸法に基づく周長を数量とする。
- (9) 木製建具類

- 5) 木材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法により区分し、その主仕上の数量による。
 - 6) 木材による下地板類、壁胴縁等について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。
 - 7) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、第1章第2節2(3)の木材の定めによる。
- (7) 金属材
- 1) 金属材による主仕上はそれぞれ材種、仕様、形状等に区分して計測・計算する。
 - 2) 金属材による手すり、タラップ、面格子、点検口、投入口、**ルーフトレイン**、たて樋、養生管等の数量は、原則として設計寸法による長さ又は箇所数による。
 - 3) 2)に類するもので合成樹脂材等によるものについては、原則として材種を明記して、金属材の定めを準用する。
 - 4) 金属、合成樹脂等による屋根の主仕上の計測・計算に当たっては、第2章第2節の仕上の計測・計算の定めは適用せず、原則として軒先等までの設計寸法による面積から、天窗等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときには、その主仕上の欠除はないものとする。
 - 5) 金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算するときは、躯体からの「ふところ」寸法及び根太、野縁等の仕様により区分し、その主仕上の数量による。なお、天井インサートは原則としてその主仕上の数量とする。
 - 6) 金属材による骨組下地の開口部等のための補強は、設計寸法による開口部の箇所数又は長さを数量とする。
 - 7) メタルラス、ワイヤラス等の金属材による下地材及び壁胴縁についての計測・計算は、原則としてその主仕上の数量による。
- (8) 左官材
- 1) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さによる。
 - 2) 左官材による開口部周囲の見込等の幅が0.05m以下の主仕上で、その開口部等の属する壁等と同一の主仕上によるものは、原則として計測の対象としない。
 - 3) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要があるときは表面処理すべき主仕上の数量による。
 - 4) モルタル下地等の左官材による下地類についての計測・計算は、その主仕上の数量による。
 - 5) 建具等の開口部周囲のモルタル充てん等の計測・計算は、内法寸法に基づく周長を数量とする。
- (9) 木製建具類

改正後

改正前

第1節 躯体改修の定義と区分

第1節 躯体改修の定義と区分

1 躯体改修の定義

躯体改修とは、躯体各部分の撤去、新設、補強又は劣化部分の補修及び補強する場合をいう。

1 躯体改修の定義

躯体改修とは、躯体各部分の撤去、新設、補強又は劣化部分の補修及び補強する場合をいう。

2 躯体改修の区分

改修の各部分とは、第4編第1章第2節の区分による。

2 躯体改修の区分

改修の各部分とは、第4編第1章第2節の区分による。

第2節 躯体改修の計測・計算

第2節 躯体改修の計測・計算

1 通則

- (1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
- (2) 躯体の新設及び撤去の数量は、第4編による。

1 通則

- (1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
- (2) 躯体の新設及び撤去の数量は、第4編による。

2 躯体改修の計測・計算

- (1) 部分改修で、カッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さとする。
- (2) あと施工アンカー及びスタッドボルトは、種別ごとに区分し、その数量は本数とする。
- (3) 割裂補強筋は、種別ごとに区分し、その数量は設計寸法による長さ又は質量とする。
- (4) グラウト材の数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積又は長さとする。
- (5) 既存部分の取り合い面の処理数量は、工法ごとの躯体の寸法により計測・計算する。
- (6) 開口部等を新設又は塞ぐ場合の躯体の数量は、開口部の内法寸法により計測・計算する。
- (7) 型枠の数量は、第4編第2章第2節1(2)の定めにかかわらず、長さ又は箇所数とすることができる。
- (8) 柱補強の数量は、部位及び断面寸法ごとに区分し、原則として箇所数とする。

2 躯体改修の計測・計算

- (1) 部分改修で、カッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さとする。
- (2) あと施工アンカー及びスタッドボルトは、種別ごとに区分し、その数量は本数とする。
- (3) 割裂補強筋は、種別ごとに区分し、その数量は設計寸法による長さ又は質量とする。
- (4) グラウト材の数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積又は長さとする。
- (5) 既存部分の取り合い面の処理数量は、工法ごとの躯体の寸法により計測・計算する。
- (6) 開口部等を新設又は塞ぐ場合の躯体の数量は、開口部の内法寸法により計測・計算する。
- (7) 型枠の数量は、第4編第2章第2節1(2)の定めにかかわらず、長さ又は箇所数とすることができる。
- (8) 柱補強の数量は、部位及び断面寸法ごとに区分し、原則として箇所数とする。

第3章 仕上改修

第3章 仕上改修

第1節 仕上改修の定義と区分

第1節 仕上改修の定義と区分

1 仕上改修の定義

仕上改修とは、既存仕上の撤去又は除去及び仕上の新設並びに補修をいう。

1 仕上改修の定義

仕上改修とは、既存仕上の撤去又は除去及び仕上の新設並びに補修をいう。

2 仕上改修の区分

仕上改修は、防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修及びその他改修に区分する。

2 仕上改修の区分

仕上改修は、防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修及びその他改修に区分する。

第2節 仕上改修の計測・計算

第2節 仕上改修の計測・計算

建築数量積算基準

第7編 改修 第2章 躯体改修

改正後

改正前

1 通則

- (1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
- (2) 改修は、既存仕上の撤去、新設仕上のための下地処理、新設仕上及び補修に区分する。
- (3) 間仕切下地は、第5編第1章の定めによる。

2 仕上改修の計測・計算

- (1) 新設仕上の数量は、第5編第2章第2節2の定めによる。
- (2) 既存仕上撤去の数量は、既存仕上の設計寸法による。
- (3) 設計図書に改修に必要な余幅の明示がないときは、適切な余幅を加えて計測・計算することができる。

3 改修各部の計測・計算

(1) 防水改修

防水改修とは、既存防水層の劣化・漏水等の現状回復又は新たに防水層を設ける改修をいう。

1) 撤去

- ① 撤去は、防水層及び防水保護層（押えコンクリート等）に区分し、その数量は、設計寸法による面積又はその面積と厚さによる体積とする。
- ② 部分改修のカッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さを数量とする。

2) 下地処理

- ① 下地処理は、工法及び部位ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。
- ② コンクリート面のひび割れ補修は、工法ごとに区分し、その数量は設計寸法による長さとする。

3) 新設

防水層、防水保護層等の数量は、面積、長さ及び箇所数とする。

(2) 外壁改修

外壁改修とは、外壁のひび割れ、欠損、浮き等の劣化部の補修並びに仕上の新設をいう。

1) 施工数量調査

施工数量調査については、工法及び部位ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。

2) 撤去

- ① 既存仕上の撤去数量は、設計寸法による面積とする。
- ② 部分改修のカッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さを数量とする。

3) 下地処理及び補修

既存仕上及び躯体のひび割れ、欠損、浮き等は、工法ごとに区分し、その数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。

1 通則

- (1) 設計図書に数量が明示してある場合は、その数量による。
- (2) 改修は、既存仕上の撤去、新設仕上のための下地処理、新設仕上及び補修に区分する。
- (3) 間仕切下地は、第5編第1章の定めによる。

2 仕上改修の計測・計算

- (1) 新設仕上の数量は、第5編第2章第2節2の定めによる。
- (2) 既存仕上撤去の数量は、既存仕上の設計寸法による。
- (3) 設計図書に改修に必要な余幅の明示がないときは、適切な余幅を加えて計測・計算することができる。

3 改修各部の計測・計算

(1) 防水改修

防水改修とは、既存防水層の劣化・漏水等の現状回復又は新たに防水層を設ける改修をいう。

1) 撤去

- ① 撤去は、防水層及び防水保護層（押えコンクリート等）に区分し、その数量は、設計寸法による面積又はその面積と厚さによる体積とする。
- ② 部分改修のカッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さを数量とする。

2) 下地処理

- ① 下地処理は、工法及び部位ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所とする。
- ② コンクリート面のひび割れ補修は、工法ごとに区分し、その数量は設計寸法による長さとする。

3) 新設

防水層、防水保護層等の数量は、面積、長さ及び箇所数とする。

(2) 外壁改修

外壁改修とは、外壁のひび割れ、欠損、浮き等の劣化部の補修並びに仕上の新設をいう。

1) 施工数量調査

施工数量調査については、工法及び部位ごとに区分し、その数量は設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。

2) 撤去

- ① 既存仕上の撤去数量は、設計寸法による面積とする。
- ② 部分改修のカッター入れの計測・計算は、設計寸法による長さを数量とする。

3) 下地処理及び補修

既存仕上及び躯体のひび割れ、欠損、浮き等は、工法ごとに区分し、その数量は、設計寸法による面積、長さ及び箇所数とする。